

ぎふ木遊館ウェブサイト制作・運用管理業務委託
プロポーザル募集要項

令和元年10月

岐阜県林政部恵みの森づくり推進課

目次

第1	募集の内容	2
1	委託業務名	
2	業務内容等	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項	2
1	プロポーザル参加要件	
2	企画提案書の作成	
3	プロポーザルの手続等	
第3	提案評価に係る事項	6
1	評価方法	
2	評価会議	
3	評価項目及び評価内容	
4	最優秀提案者の選定	
5	選定結果の通知及び公表	
第4	契約の締結	7
第5	業務の適正な実施に関する事項	7
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
5	立入検査等	
第6	業務の継続が困難となった場合の措置について	8
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7	その他	8
第8	問い合わせ及び各種書類の提出先	8
別表	評価項目及び評価内容	9

**ぎふ木遊館ウェブサイト制作・運用管理業務委託
プロポーザル募集要項**

岐阜県では、木と共生する文化を次の世代につないでいくために策定した「ぎふ木育30年ビジョン」の実現に向け、幅広い年齢層の方が森や木に触れ、森林とのつながりを体験できる総合的な木育拠点として「ぎふ木遊館」の整備を進めており、令和2年4月の開館を予定しています。

この「ぎふ木遊館」の利用促進を図るため、施設の魅力や企画・イベントなどの情報をタイムリーに発信するとともに、利用者が情報収集を行う際の利便性を向上させることを目的としたウェブサイトを作成します。

本業務の実施にあたり、魅力的かつ効果的なウェブサイトの制作のため、企画提案の参加事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

ぎふ木遊館ウェブサイト制作・運用管理業務

2 業務内容等

別添「ぎふ木遊館ウェブサイト制作・運用管理業務委託仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和4年3月31日までの間

4 委託費の上限

5,639,700円（消費税及び地方消費税含む）

年 度	業務内容	委託費の上限
令和元年度	ウェブサイトの制作	4,240,500円
令和2年度～令和3年度	ウェブサイトの運用管理	699,600円（各年度）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

2 企画提案書の作成

様式3により、事業を企画・提案してください。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和元年10月15日（火）～11月 8日（金）
② 募集要項等に対する質問受付	令和元年10月15日（火）～11月 8日（金）
③ プロポーザル参加申込受付	令和元年10月15日（火）～11月 8日（金）
④ 企画提案書受付	令和元年10月15日（火）～11月15日（金）
⑤ プロポーザル評価会議	令和元年11月下旬（予定）
⑥ 評価結果等の通知・公表	令和元年12月上旬（予定）

(2) 募集要項等の配布

① 配布期間

令和元年10月15日（火）～令和元年11月8日（金）（閉庁日を除く）

午前8時30分～午後5時15分（最終日は正午まで）

② 配布場所

岐阜県 林政部 恵みの森づくり推進課 木育推進室

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁8階)

※募集要領等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲載します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

※郵送での配布は行いません。

(3) 募集要項等に関する質問受付

① 受付期間

令和元年10月15日(火)～令和元年11月8日(金)(最終日は正午まで)

② 提出方法

質問書(様式1)を岐阜県林政部恵みの森づくり推進課あてに電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)を添付し提出してください。

その他の方法による質問には回答を行いません。

電子メールアドレス：cl1513@pref.gifu.lg.jp

※電子メールの件名に「【質問】ぎふ木遊館ウェブサイト制作・運用管理業務委託」と記載してください。

※提出後は、後記の提出先に確認の電話をしてください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページ内の以下のページにて公開します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

(4) プロポーザル参加申込受付

① 受付期間

令和元年10月15日(火)～令和元年11月8日(金)(閉庁日を除く)

午前8時30分～午後5時15分(最終日は正午まで)

② 提出方法

参加希望者は、参加申込書(様式2)を岐阜県林政部恵みの森づくり推進課へ持参又は郵送により提出(期間内に必着)してください。

※郵送の場合は電話により送達を確認してください。

(5) 企画提案書受付

① 受付期間

令和元年10月15日(火)～令和元年11月15日(金)(閉庁日を除く)

午前8時30分～午後5時15分(最終日は正午まで)

② 提出書類

ア 企画提案書(様式3)

イ 添付書類1～7

③ 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

④ 提出方法

上記受付期間までに、岐阜県林政部恵みの森づくり推進課へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は必ず「簡易書留」としてください（期間内に必着とすること）。

※郵送の場合は電話により送達を確認してください。

⑤ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（６）プロポーザル参加に際しての留意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び別添「委託業務仕様書」の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、プロポーザル参加辞退届（様式4）を岐阜県林政部恵みの森づくり推進課に持参又は郵送により申し出てください。

※郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください。

（7）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「ぎふ木遊館ウェブサイト制作・運用管理業務委託プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」という。）が行います。

なお、評価会議では、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

（1）開催日時

令和元年11月下旬（予定）

（2）開催場所

岐阜県庁（岐阜市藪田南2-1-1）

（3）企画提案の所要時間（予定）

- ① プレゼンテーション 20分間以内
- ② 評価会議構成員からの質疑 10分間程度

（4）注意事項

- ① 開催日時及び開催場所、各参加者の開始時間は、後日通知します。
- ② プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとします。
- ③ 評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ④ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ⑤ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ⑥ 指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

4 最優秀提案者の選定

県は、基準点を満たしており、かつ、各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い者を最優秀提案者として選定します。

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、くじ引きにより決するものとします。

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順） ※ただし、応募者が2者の場合は公表しない。
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

第4 契約の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（岐阜県庁8階）

岐阜県林政部恵みの森づくり推進課 木育推進室

TEL：058-272-8821（直通）

FAX：058-278-2702

電子メールアドレス：cl1513@pref.gifu.lg.jp

別表

評価項目及び評価内容

評価方法

- ① 下表に基づき、評価点を算出する。
- ② ①で算出した評価点の合計を総評価点とする。なお、基準点は、評価会議構成員の総評価点の合計の6割とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③ 総評価点の高い順から順位点を付す。(1位＝1点、2位＝2点、・・・)
- ④ 各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者を最優秀提案者として選定する。

評価項目及び評価内容			配点
1 提案内容の魅力度と妥当性 (70 点)			
①サイトの制作			
利用促進に向けた方策	・ ぎふ木遊館の利用促進を図るための具体的かつ効果的なサイト制作の方針・対策が示されているか。		10
コンテンツの内容	・ サイト構成やコンテンツの内容は仕様書に基づいており、趣旨・目的を踏まえた効果的な提案となっているか。		10
デザイン	・ トップページ、下層ページのデザイン(案)は統一性があり、利用者の興味を惹く魅力的なデザインになっているか。		10
操作性	・ 利用者が年齢・身体的制約・利用環境等に関係なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できるよう配慮がなされているか。		10
②システム運用			
システム要件	・ システムが円滑かつ適正に動作するサーバー等の機器が確保されているか。また、セキュリティ対策は十分か。		10
運用後の更新	・ 運用後のデザイン・機能の更新について、計画的かつ効果的な提案がなされているか。		10
③独自性			
・ 本サイトの価値を高めるための効果的な独自提案はあるか。			10
2 実施主体の適正性 (30 点)			
①実施体制			
体制・スケジュール	・ 事業の実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか。また、スケジュールは妥当かつ現実的なものか。		10
事業実施の能力	・ 本事業に類する事業の実績を有しているなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。		10
②事業費の妥当性			
・ 見積書の積算金額は妥当か。また、事業に要する費用と目標・効果とのバランスはとれているか。			10

※評価基準点：非常に優秀(10点)、優秀(8点)、普通(6点)、やや劣る(4点)、劣る(2点)